

十五 小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る各教科の指導法の単位のうち、生活の教科の指導法の単位にあつては二単位まで、特別活動の指導法の単位にあつては一単位まで、保育内容の指導法の単位をもつてあることができる。

1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

二　國立教育会館の財務及び会計に関する省令  
（昭和三十九年文部省令第二十号）

二 盲導犬を安全かつ効果的に利用できるようにするために盲導犬を利用する予定の視覚障害のある身体障害者(次項において「利用予定者」という。)とともに行う通行等に関する訓練

前項第一号に掲げる訓練は、利用予定者の視覚障害の程度、その量についても異差があることによ

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとすること。  
一 居室  
イ 一の居室の定員は、二人以下とすること。  
ロ 地階に設けてはならないこと。  
ハ 入所者（盲導犬の利用に必要な訓練を

國立教育会館法(昭和三十九年法律第八十九号)の廃止に伴い、国立教育会館の業務方法書に記載すべき事項を定める省令及び国立教育会館の財務及び会計に関する省令を廃止する省令を次のよう  
に定める。

文部科学大臣 町村 信孝  
国立教育会館の業務方法書に記載すべき事項を定める省令及び国立教育会館の財務及び会計に関する省令を廃止する省令

人人工肛門又は人工膀胱を使用している者に対する社会適応訓練、家事の訓練並びに福祉用具及び情報機器を使用する訓練等とする。第十五条から第十七条までを次のように改め  
**(法第二十一条の三に規定する厚生労働省令で定める訓練)**  
**第十五条** 法第二十一条の三に規定する厚生労働省令で定める訓練は、次のとおりとする。  
一 道路等の通行又は横断、階段又は扉等への対応、公共施設又は交通機関等の利用その他の視覚障害のある身体障害者の安全な通行等に必要となる行動に関する訓練。

（厚生労働大臣 坂口 力）  
身体障害者福祉法施行規則の一部改正  
**第一条** 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。  
第一条の三を第一条の四とし、第一条の二を第一条の三とし、第一条の次に次の二条を加える。  
（法第四条の二第六項に規定する厚生労働省令で定める訓練）  
**第一条の二** 法第四条の二第六項に規定する厚生労働省令で定める訓練は、点字、手話、歩

の規定に基づき、身体障害者福祉法施行規則及び身体障害者更生援助施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

二 盲導犬を安全かつ効果的に利用できるようにするために盲導犬を利用する予定の視覚障害のある身体障害者(次項において「利用予定者」という。)とともに行う通行等に関する訓練

前項第一号に掲げる訓練は、利用予定者の視覚障害の程度、その量についても異差があることによ

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとすること。  
一 居室  
イ 一の居室の定員は、二人以下とすること。  
ロ 地階に設けてはならないこと。  
ハ 入所者（盲導犬の利用に必要な訓練を

待	する	こと	が	可	能	い	る	場	合	あ	つ	て	当	該	首	道	
す	る	こ	と	が	可	能	い	る	場	合	あ	つ	て	當	該	首	道
事	訓	練	施	設	が	行	う	訓	練	に	支	障	が	な	い	き	は
犬	訓	練	施	設	が	行	う	訓	練	に	支	障	が	な	い	き	は
舍	訓	練	施	設	が	行	う	訓	練	に	支	障	が	な	い	き	は
一	居	室	一	居	室	一	居	室	一	居	室	一	居	室	一	居	室
二	食	堂	二	食	堂	二	食	堂	二	食	堂	二	食	堂	二	食	堂
三	浴	室	三	浴	室	三	浴	室	三	浴	室	三	浴	室	三	浴	室
四	洗	面	所	四	洗	面	所	四	洗	面	所	四	洗	面	所	四	洗
五	便	所	五	便	所	五	便	所	五	便	所	五	便	所	五	便	所
六	調	理	室	六	調	理	室	六	調	理	室	六	調	理	室	六	調
七	洗	灌	室	七	洗	灌	室	七	洗	灌	室	七	洗	灌	室	七	洗
八	事	務	室	八	事	務	室	八	事	務	室	八	事	務	室	八	事
九	相	談	室	九	相	談	室	九	相	談	室	九	相	談	室	九	相
十	犬	舍	室	十	犬	舍	室	十	犬	舍	室	十	犬	舍	室	十	犬

の一部を次のように改正する。  
目次中「第八章 視聽覚障害者情報提供施設」  
**(第四十四条—第四十七条)を「第八章 盲導犬訓練施設(第四十四条—第四十八条)を第九章 視聽覚障害者情報提供施設(第四十九条—第五十二条)に改める。**  
第447条を第52条とし、第44条から第46条までを五条ずつ繰り下げる。  
第八章を第九章とし、第七章の次に次の「第一章  
を加える。  
**(設備の基準)**  
**第八章 盲導犬訓練施設**

二 盲導犬を安全かつ効果的に利用できるようにするために盲導犬を利用する予定の相  
見障害のある身体障害者(次項において「利用予定者」といふ)とともに通行等に  
用予定者」ということともに行う訓練

2 前項第一号に掲げる訓練は、利用予定者の障害の状況、その置かれている環境等に十分  
配慮されたものでなければならぬ。

**第十六条及び第十七条 削除**

第二十二条の四(見出しを含む。)中「第三十  
三条」を「第三十四条」に改める。

(身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正)

**第一条 身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第五十四号)**

**第四十六条** 施設長は、社会福祉事業に五年以上従事した者又は盲導犬訓練施設の施設長として必要な学識経験を有する者でなければならぬ。

2 訓練指導員は、盲導犬の訓練等に関する相当の知識及び経験を有する者でなければならぬ。

(健康 管理)

**第四十七条** 入所者については、必要に応じて健康診断を行わなければならない。

(準用)

**第四十八条** 第十二条の規定は、盲導犬訓練施設について準用する。

附 則

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。